平成２１年（フ）第１０２３号
京都府城陽市枇杷庄島ノ宮54番地の９　吉川ハイツＡ棟２号
債務者　大堂八重子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２７号
京都市西京区樫原久保町12番地の１　ハイム豊101号
債務者　足立　英二
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２８号
京都市西京区樫原久保町12番地の１　ハイム豊101号
債務者　足立　保子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７７号
兵庫県姫路市神子岡前１丁目９番11―904号クリーンピアみこおかまえ
債務者　久田　雅亮
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第２２８号
香川県東かがわ市町田194番地12
債務者　橘　　強忠
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第７号
千葉県館山市船形212番地の４
債務者　汐田　容子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで　千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第１９５３号
大阪市平野区長吉出戸８丁目10番１―1103号
債務者　森　　広子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２４４５号
大阪市都島区毛馬町５丁目３番９―505号
債務者　森田　　浩
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９１５号
大阪府東大阪市宝持１―２―18　さまりあ館405、住民票上の住所大阪府東大阪市西堤西２番５―203号　ボラードマンション203号
債務者　渡海健太郎
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９５１号
大阪府交野市私部南４丁目513番地７
債務者　西川健太郎
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１３３号
大阪市住之江区南港東１丁目６番４―706号
債務者　竹田　　功
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１３８号
大阪市住吉区長居４丁目７番22号
債務者　大蔵　和子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２５１号
大阪府豊中市長興寺南４丁目16番８―303号
債務者　安藤　慈恒
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３４８号
大阪府八尾市永畑町３丁目１番12―412号
債務者　瀬﨑　晃良
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４４９号
大阪市旭区清水１丁目16番３号
債務者　岡村　真法
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５８１号
大阪府八尾市東老原２丁目13番地の１　ラビスタ志紀106号
債務者　池本　孝子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６９７号
大阪府吹田市竹見台２丁目１番Ｃ８―303号
債務者　原　　智子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３７６９号
大阪府摂津市新在家２丁目31番24―８号
債務者　湯田　和敏
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部